

平成29年7月11日11時56分頃の鹿児島湾の地震に伴う 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成29年7月11日11時56分頃の鹿児島湾の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった鹿児島県鹿児島市について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成29年7月11日11時56分頃の鹿児島湾の地震により、鹿児島県鹿児島市で震度5強を観測しました。

鹿児島市では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の8割の暫定基準を設ける市町村

鹿児島県鹿児島市

なお、土砂災害警戒判定メッシュ情報 についても、今回の暫定基準を反映した判定結果となるため、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

また、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報です。

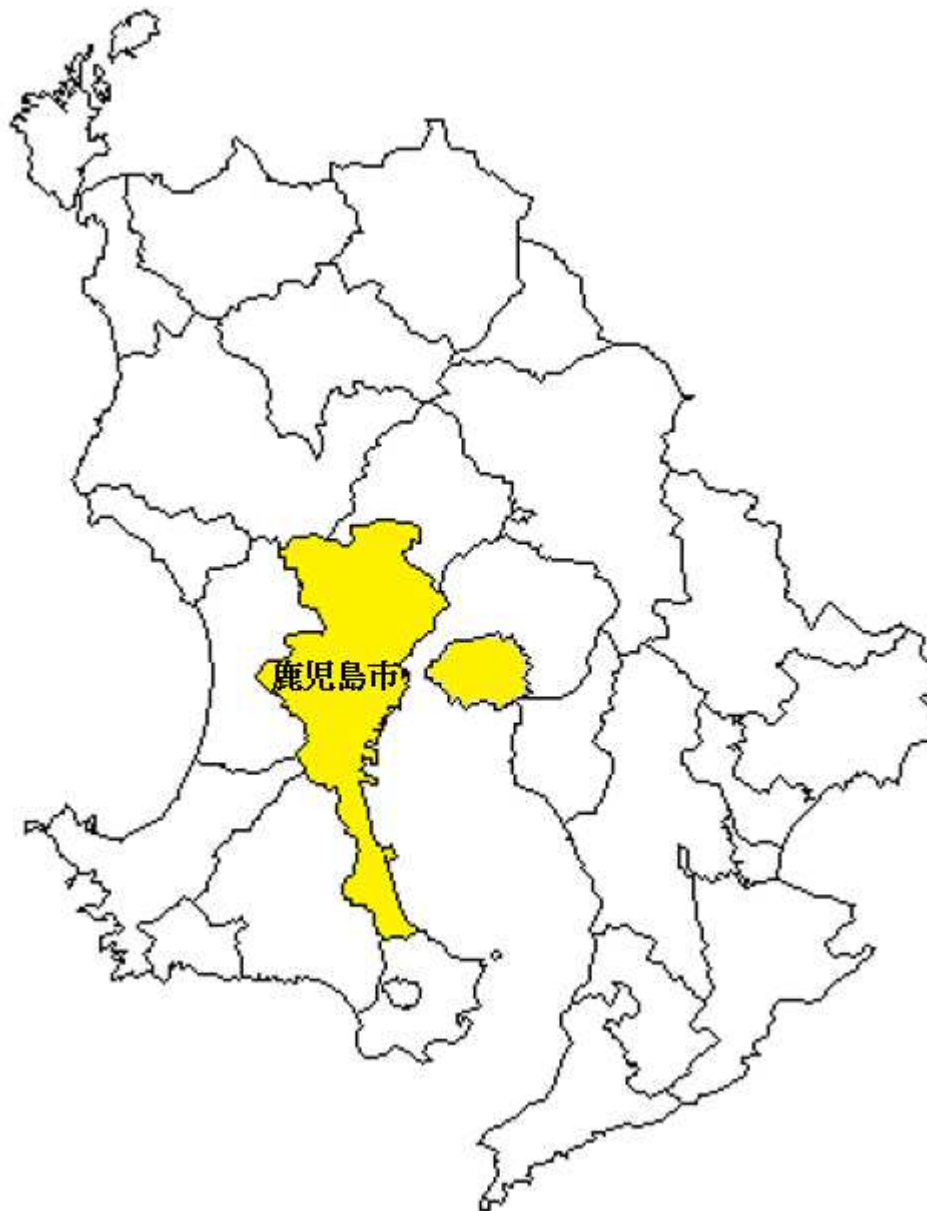
詳細については、以下を参照してください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/doshakeikai.html#b>

本件に関する問い合わせ先

鹿児島県土木部砂防課
(電話 099-286-3616)
鹿児島地方気象台防災管理官
(電話 099-250-9919)

通常基準を暫定的に変更する市町村



通常基準の土砂災害警戒情報の基準を 8 割に引き下げる市町村